

益田市差別のない人権尊重の社会づくり条例

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたう世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理である。

我が国では、基本的人権の保障と法の下での平等を定めた日本国憲法の下、国際人権規約をはじめとした多くの国際人権諸条約が締結されたほか、虐待防止や差別解消等、人権の擁護に資する個別の法整備も進むなど、人権尊重社会の形成に向けて様々な取組が行われてきた。

本市においても、この間、人権の尊重とその擁護を基本とし、明るく住みよい平和な社会環境の醸成を目指して、人権尊重都市とすることを宣言したほか、人権教育及び人権啓発の指針となる益田市人権・同和問題基本計画を策定し、人権尊重を基調とした施策の推進に努めてきたところである。

しかしながら、今もなお、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等の人権に関する問題、性的指向及び性自認を理由とする差別や偏見などの問題は存在しており、さらには、インターネット上での悪質な書き込みや誤った情報の流布による人権侵害など、情報化の進展に伴う新たな課題も生じている。

このような状況の中、誰もが平等に社会に参画し、生き生きとした人生を享受することのできる社会をつくっていくためには、市民一人一人が人権問題について正しく理解した上で、差別を許さない、差別を解消していくという意思を態度や行動に表していく必要がある。

ここに本市は、全ての市民が基本的人権を有する個人として尊重され、互いの個性や多様性を認め合うことのできる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、差別のない人権尊重の社会づくりに関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本的な事項等を定めることにより、あらゆる差別、偏見その他の人権問題の解消を推進し、もって市民一人一人の人権が尊重され、互いの個性や多様性を認め合う社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有し、市内に通勤し、又は市内に通学する者をいう。
- (2) 事業者 営利又は非営利にかかわらず、市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 差別のない人権尊重の社会づくりは、全ての市民が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという考えの下、多様な価値観を認め合い、共に支え合う社会を実現することを基本として取り組まなけ

ればならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市政のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、差別のない人権尊重の社会づくりに関し必要な施策（以下「人権施策」という。）を積極的、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らが、差別のない人権尊重の社会づくりの担い手であるということを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、あらゆる生活の場において、互いの人権を尊重するよう努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、差別、偏見その他の人権問題の解消に向け、自らも積極的かつ主体的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らが、差別のない人権尊重の社会づくりの担い手であるということを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、事業活動に関わる者の人権を尊重するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図る等、その事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(人権侵害行為の禁止)

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域、インターネット上その他のあらゆる場所及び場面において、差別的言動、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（以下「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

(基本計画)

第8条 市は、人権施策を総合的かつ計画的に実施するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、第13条に規定する益田市人権施策推進審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合に準用する。

(推進体制の整備)

第9条 市は、基本計画に基づく人権施策を実施するため、必要な体制の整備をするものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年度、基本計画に基づく人権施策の実施状況を第13条に規定する益田市人権施策推進審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(人権教育及び人権啓発)

第11条 市は、差別のない人権尊重の社会づくりを推進するため、あらゆる機会をとらえて人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）に取り組むとともに、人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）の充実に努めるものとする。

（相談及び支援体制の充実）

第12条 市は、人権侵害行為に関するあらゆる相談に的確に応じるとともに、必要な支援を行うため、国、県その他の関係機関と連携し、相談及び支援体制の充実に努めるものとする。

（益田市人権施策推進審議会の設置）

第13条 次に掲げる事務を行わせるため、益田市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 市長の諮問に応じ、第8条第2項の規定により市が策定する基本計画に関し必要な事項について調査し、及び審議すること。
- (2) 第10条の規定による人権施策の実施状況に係る市長からの年次報告に関し必要な意見を述べること。
- (3) 前2号のほか、市長の諮問に応じ、差別のない人権尊重の社会づくりの推進のために必要な事項について調査し、及び審議すること。

（審議会の組織等）

第14条 審議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 社会福祉団体の代表者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会の会議の議決は、出席委員の過半数をもって決する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている益田市人権・同和問題基本計画は、第8条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

（益田市附属機関設置条例の一部改正）

3 益田市附属機関設置条例（平成25年益田市条例第13号）の一部を次のよ

うに改正する。

別表市長の部益田市人権・同和問題解決推進委員会の項を削る。

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年益田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「人権・同和問題解決推進委員会委員」を「人権施策推進審議会委員」に改める。